

令和元年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

令和元年8月5日

8月5日(月)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正	
農地班長	櫻	井	廣	子	主	査	滑	川	典	文
主	査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 1時57分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 遠藤 宏委員、13番 鵜澤幹司委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

農地法第3条第2項規定の不許可の該当項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 議案第1号について、去る7月25日木曜日1時30分より市役所302会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は6件でありましたが、整理番号3番につきましては、先ほど第3班班長の報告のとおりです。

その他の案件について、写真・書類による審査を行いました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は従前より譲受人が利用権の設定により耕作を行ってきた農地で

あり所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、10番 富澤克彦委員。

整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、代表社員である〇〇氏の父の農地に法人として、使用貸借権の設定を行うものであります。

農業経営実施計画書も適正であり、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、祖母から後継者である孫に贈与により所有権移転を受けるものです。

同世帯内の祖母から孫へ贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番、6番の2件について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号5番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近接している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて、整理番号6番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページで、整理番号は1番および2番です。

整理番号1番について、転用目的は進入路用地です。

申請地の農地区分は、第二種農地です。

なお、議案第3号整理番号2番と同一事業になります。

整理番号2番、転用目的は土壌調査用地、申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、不許可例外事由Cであります農地を農地以外のものにする行為が次のすべてに該当するとき①申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。②農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の審査報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

整理番号1番、2番について、写真および書類等の審査を行い、さらに整理番号2番の一時転用で転用目的が土壤調査用地については、現地調査をいたしました。その結果、申請の用途に供することの確実性には問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号1番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かいまして〇キロほど行きますと、右手に〇〇〇の〇〇〇があります。その先の〇〇を右折して約〇〇キロ入った所が現地でございます。

この申請は、申請人を含め、これまで4軒で住居までの進入路として利用していた通路がありました。この通路は個人の所有地でありました。

今後、この所有者が通路を含め土地全体を別目的で利用し使えなくなるため、新たに公道に接続する進入路を設置する計画をしたものです。

申請地は舗装をいたします。

また、雨水排水は自然浸透処理とし、申請地と隣接農地は平坦な地形であるため、農地への影響は軽微と考えられます。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、13番 鵜澤幹司委員。

1 3番鵜澤委員 整理番号2番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

まず場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇メートルほど行った所を右折します。〇〇〇を越えまして〇〇地区に入ります。その〇〇地区ずっと上り坂を上がっていただいで平らになった所に〇〇がございます。その入って〇がございますので、そこ

を左折約〇〇メートルほど行った所が現地になります。

この申請は、申請人は市内の〇〇であります。平成27年に取得した申請地について、地中に〇〇〇が埋設されている疑いがあり、地質を詳細に調べる必要があるため、一時的に調査を行う計画をしたものであります。

雨水・排水は自然浸透処理となります。

また、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は転用の確実性があり周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れがないと考えられ、特に問題ないものと考えます。

なお、本件については、県の担当課にも相談をしており調査結果等により、今後適切な指導がなされるものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年8月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページから6ページ、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は進入路用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

なお、議案第2号 整理番号1番と同一事業であり、譲渡人の4分の3の面積を譲受人の3名へそれぞれ持分を4分の1として売買による所有権移転を伴うものであります。

整理番号3番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区内第一種住居地域のため第三種農地です。

整理番号4番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区内第一種低層住居専用地域のため第三種農地です。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区内第一種中高層住宅専用地域のため第三種農地に該当します。

整理番号6番、転用目的は農業用施設用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地であります。不許可例外事由Eであります農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に該当します。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 議案第3号について、事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

整理番号4番の転用目的が宅地分譲用地については、現地確認をし、その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

排水については、雨水は敷地内浸透枡を設置し敷地内で処理し、汚水・雑排水は公共下水道に流します。

また、申請地は土地改良区の区域外であり、隣接農地には土留めを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番については、私の案件でありますので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇より、〇〇〇方面へ約〇〇メートルほど進んだ右側になります。

この申請は、譲受人は市内の認定農業者ですが、現在利用している農業用倉庫および農作業場所に余裕がなくなっているため、新たに農業用施設を建設し、あわせて知名度を上げることを目的として店舗を建設する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

また、排水については、雨水は敷地内に浸透池を設置し、敷地内で処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置にて敷地内処理します。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和元年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第5次農用地利用集積計画は、整理番号1番から11番です。ページは7ページから11ページです。

所有権移転が3件、9,178㎡で、このうち田が2,696㎡、畑が6,482㎡です。

次に、使用貸借権設定は1件、2,466㎡で、すべて畑です。そして、すべて新規設定です。

次に、賃借権設定は7件、31,121㎡です。

内訳ですが、新規は5件で25,421㎡、田が22,127㎡、畑が3,294㎡です。

このうち、中間管理機構分は4,167㎡、田が1,540㎡、畑が2,627㎡。

再設定は2件で5,700㎡、田が1,381㎡、畑が4,319㎡です。

以上11件の第5次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号3番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○ ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○ ○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号3番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号3番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○ ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○ ○○委員 入場・着席)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号3番を除く10件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号3番を除く10件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から3番、ページは12ページです。

賃借権設定が3件、4,167㎡で、田が1,540㎡、畑が2,627㎡です。すべて新規設定です。
以上、3件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和元年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は4件です。

◎日程第7 報告第2号

議 長 日程第7 報告第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和元年8月5日提出、香取

市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

◎日程第8 報告第3号

議 長 日程第8 報告第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和元年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時40分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人